

海外経済情勢

概観

9月25日からリオデジャネイロで開催されていたIMF・世銀の第22回年次総会は、29日に5日間にわたる会期の幕を閉じた。今次総会では、4年越しの懸案であった国際流動性増強問題について、IMFを通じる「特別引出権」(SDR)という形での新準備資産創設の決議案を原案どおり採択したのをはじめ、IMFの規約および慣行をその後の世界経済情勢の発展に即したように改善するとの決議案ならびに低開発国の国際収支改善のため第1次產品の価格安定策を検討するとの決議案を可決するなど、きわめて実りの多い成果を上げた。

中でも特別引出権は、シュバイツァーIMF専務理事が開会冒頭で述べたように、「利用が無条件で、恒久的性格を有するもの」であり、「これに金価値保証が付され、金利報酬が与えられる点で、金・準備通貨、現行のIMF引出権と並ぶ国際的資産」であって、これを各国の協力により人工的に作り出したという意味では、まさにブレトン・ウッズ協定成立以来の画期的なできごとであった。幾多の困難を乗り越えて今次の合意に到達せしめた関係諸国の努力と協調は、高く評価されてしまうべきであろう。しかし、今回の特別引出権の創設は、現行準備通貨のドル・ポンドの不安を背景とした米・英両国と、EEC諸国とくにフランスとの激しい意見対立の下での妥協の産物であるだけに、今後になお多くの問題を残している。とくに、特別引出権の発動やIMF運営問題をめぐって、今次リオ総会で再び表面化したEEC側の発言力増大を意図した強硬な態度は、新制度の発動までになお多くの曲折と波乱を予想せしめるものがある。いずれにしても、特別引出権の創設

は合理的な国際通貨制度への第一歩を踏み出したにすぎず、それが真に金その他の準備通貨を補完しうるかは、準備通貨国の国際収支改善への努力はもとより、関係諸国の新制度運営の適否に大きく左右されるわけであり、今後、各国が今次の成果を土台として新制度をよりよきものへ育成するため、いっそうの協調と国際収支節度保持に努力することが要望される。

IMFリオ総会が終了した9月29日、EEC委員会はかねて検討中であった英国、アイルランド、デンマーク、ノルウェーの加盟問題について報告書を完成した。同報告によれば、加盟承認の条件として、EECの共通政策とくに關税、農業政策の受入れ、英國についてはさらに永続的国際収支均衡策の確立、国際通貨としてのポンドの役割の再検討など、かなりシビアな条件が付されているが加盟交渉の開始については、「適當な方式により英國などと加盟問題について協議を開始することが望ましい」として積極的な姿勢が打ち出されていると伝えられており、この点が注目される。しかし、英國の加盟について消極的なドゴール・フランス大統領の態度には依然変わりがないとみられているだけに、この報告書に対してフランス政府がどういう出方をするか、また、現在なお国際収支の悪化とポンドの軟調に苦吟している英國が、同報告書に示されているポンド処理問題などのシビアな加盟承認の条件に今後どう対処していくか、いずれにしても英國の加盟は前途なお多難の感をいなめない。

本年上期中停滞を続けていた欧米主要国の経済情勢は、過般来、金融・財政両面にわたって実施してきた景気対策の効果も漸次現われて、このところ米国の景気回復基調、西ドイツの底入れを主によるやく立直りへの気配が出はじめた。米国では、ここ1~2ヶ月来ばつばつ見えはじめ

ていた景気立直りの傾向が、ここへきてかなり明確なものとなってきた。鉱工業生産が7、8月と2ヶ月連続して大幅に上昇したのをはじめ、失業率の低下、個人所得および小売売上高の好伸、民間住宅着工の着実な回復など、主要景気指標はいずれも上昇基調を示している。政府筋では、今後の急激な景気上昇を予想し、インフレを防止し異常な高金利と金融ひっ迫を回避するため、議会に提出中の増税提案の早期実施の必要性を盛んに強調している。もっとも、こうした政府筋の見方に対するは楽観にすぎるとの議会筋の批判もあり、また、さる9月7日、フォード社に対して行なわれた全米自動車労組の無期限ストの今後の推移いかんでは、景気回復のテンポにかなりの影響を与える懸念もあって、現在みられる回復の基調が、今後どの程度の上昇につながるかは現段階ではまだ予断を許さない。

他方、これまで不況を他国へ輸出しているといわれてきた西ドイツの極度の経済低迷も、ようやく底入れしたとみられる。鉱工業生産はなお前年水準を下回っているものの、漸次上昇に転じてきており、失業者数も減少してきた。全面的な景気回復への盛り上がりを示すほどの起動力はまだ見当たらないが、少なくとも最悪期は過ぎたものとみられる。こうした情勢に対して、ブンデスバンクは9月7日、昨年12月以降7回目の最低準備率の引下げを実施し、政府の総額53億マルクに上る第2次景気振興策としての臨時財政支出案も、さる9月1日、8日に連邦参議院、連邦議会をそれぞれ通過して支出の態勢が整った。今後はこうした金融・財政両面での景気刺激策が、好調な外需とあいまって景気の立直りに漸次効果を現わしていくことが期待される。

世界経済に重大な影響力をもつ米・独2国の景気回復は漸次他国へ波及して、このところ伸び悩んでいた世界の生産・貿易面に再び拡大効果を及ぼすこととなろうが、両国の民間設備投資が依然として低調な現状では、景気の本格的回復にはなお時日を要するものとも思われる。なお、今後の

景気回復に関連して注目されるのは、EECがこのほど発表した「欧州経済の見通し」の中で指摘しているように、各国に根強く残っているコスト・インフレの傾向や財政の構造的赤字に伴う問題であり、また、米国などにみられる金利の騰勢であろう。とくに金利上昇傾向については、9月25日IMF総会と並行して開かれた10ヵ国蔵相会議においても、最近の金利動向はとくに注目を要するとし、現在の金利水準がさらに上昇する場合には各国の経済成長に好ましくない影響があり、これ以上の上昇を阻止するよう各国の努力が要望された。

次に昨年の世界貿易の動向を概観すると、輸出総額(FOB)は2,033億ドルで前年比9.1%の伸びを示し、前年の伸び率(8.1%)を若干上回った。このうち、東西貿易は世界貿易の伸び率を上回る12.4%の目だった伸びを示した反面、共産圏内貿易の伸びは0.6%と大幅に縮小した。これは、中ソ対立激化の影響により中ソ間貿易が大幅に縮小し、これに代わり、ソ連、東欧諸国および中共が、それぞれ貿易の活路を西側に求めるようになったことに基因するものである。一方、先進国間貿易は10.4%増と世界貿易の伸び率を上回ったのに対し、低開発国・先進国間貿易の伸びは7.9%とそれを下回った。これは、先進国側の輸入需要の増大が低開発国からの輸出増加よりも、先進国間の輸出増大に寄与した面が大きかったことを示している。

以上により、世界貿易に占める低開発国・先進国間貿易(65年29%→66年28.2%)および共産圏内貿易(同7.3→6.8%)の比重がいずれも低下したのに対し、先進国間貿易(同51.3→51.9%)、東西貿易(同8→8.2%)の比重がともに増大した。

ところで、本年にはいって、欧米の景気停滞や中東動乱の影響などから、欧米先進諸国の輸入拡大ペースの低下傾向が目だってきている一方、最近国際原料品市況がとみに悪化し(8月末ロイター指数は62年10月以来の最低)、低開発国の交易条件が悪くなっていることなどから、低開発国の

本年上半期における欧米先進諸国向け輸出の增加ペースは低下しているとみられる。ただし、ベトナム特需に潤う東南ア諸国とわが国との貿易は、わが国の東南ア経済協力の積極化とあいまって、今年も前年に引き続きかなりの伸びを示すものと思われる。

一方、本年の共産圏内貿易は、中ソの貿易取決め額が昨年を下回ったほか、コメコン域内貿易が貿易決済方法等の改善見通しがつかないまま行きづまっていることから、好転の見通しは依然として暗い。ソ連、東欧諸国では経済効率を高めるため、技術革新、経営の合理化を図り、このため、最近西欧企業との間で技術提携、合弁企業の設立の動きが目だっており、今後ソ連・東欧諸国の対西側貿易はいっそう促進されるものと期待される。これに対し、中共については、その主要貿易相手国である日本、香港との貿易が不振に陥り、特に広東の情勢が険悪化した本年6月以降、対香港輸出が大幅の減少をみるなど、文化大革命による経済的混乱の影響が中共の対外貿易面に顕著に現われはじめている。このため、近年増大傾向を示してきた中共の対西側貿易は本年減少する見通しが強まっている。

新準備資産創設案の大綱成立

G A B (IMF一般借り入れ取決め)参加10か国グループにより1963年来進められてきた国際流動性問題の討議は、昨年のIMF総会以降“第2段階”にはいり、国際流動性不足の事態発生に対処して、新しい準備資産の創出案(いわゆる Contingency Planning)の具体的策定につき、10か国グループとIMF理事会とにより合同で検討が進められてきたが、さる7月17、18の両日および8月26日の2回にわたりロンドンで開催された10か国蔵相・中央銀行総裁会議の結果、IMFを通じて特別引出権(Special Drawing Rights)を創出する案(大綱)について合意に達した。大綱案の内容は、その後IMF理事会の検討を経て9月11日に公表されたが、9月29日のIMF総会(リオデジャネイロ)で万場一致で採択され、この結果、IMF理事会は明年3月末日を期限として、この大綱に基づき、特別引出権創設に必要なIMF協定や細則の改正など、具体的な作業を行なうことになった。

4年にわたる討議の結果誕生した特別引出権の性格は、後述のごとく米英両国とEEC諸国、特に米国とフランス両国の相対立する要請の妥協の産物的面も強く、理論的にも実際的にも必ずしもすっきりしたものではないが、その準備資産としての実質は、連邦準備制度理事会のマーチン議長のいうごとく、“作られるものではなく、各国の協力により育ててゆくもの”であり、したがって、今後の関係各国の取扱い方いかんにより決まってくるものといえる。いずれにせよ新準備資産の創設案が成立したことについては、前記の10か国蔵相・中央銀行総裁会議の終了後、英国のカラハン蔵相(同会議の議長)や、米国のファウラー財務長官がいったように“国際金融分野におけるブレトン・ウッズ以来の最大の成果”との評価が与えられるべきであり、国際金融制度の将来について安定感を高めた意義は大きい。